

民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱案 の取りまとめに向けた検討3

第1 障害者に対する手続上の配慮

民事裁判手続のIT化に伴い、障害者に対する手続上の配慮に関する明文の規定を置くことについて、どのように考えるか。

（説明）

1 部会のこれまでの議論

これまでの部会では、民事裁判手続のIT化に伴い、障害者に対する手続上の配慮に関する規律を設けることについて議論がされてきた。第16回会議では、障害者に対する手続上の配慮を行うべき一般的な規定を設けることや、意思疎通支援者の手続関与を認める旨の規律を設けることが考えられるとの意見等があった。このほか、これまでの会議では、付添人の要件等を見直すことや、障害者に対する手続上の配慮を行うために要した費用を国庫負担とすること等についても、意見が出されたところである。

2 検討

(1) 一般規定の創設について

これまでの会議では、障害者に対する手続上の配慮を行うべき一般的な規定を設けることについて、議論がされてきた。一方で、現行法では、裁判所は、民事訴訟が公正かつ迅速に行われるように努めなければならない、当事者は、信義に従い誠実に民事訴訟を進行しなければならないものと定められている（法第2条）。障害者が当事者等となった場合において、その障害ゆえにその者が手続に十分に参与することができないときは、公平かつ適正な訴訟手続が実現されているものとは到底いえない。そのため、同条の定める裁判所の責務には、障害を有する当事者等に対して手続上の配慮を行うべきことも当然に含まれるものと考えられるし、同条の定める当事者の責務にも、裁判所によるそのような配慮に必要な協力をし、又は自ら配慮を行うべきことが含まれると考えられる。

このように、現行法には、障害者に対して手続上の配慮を行うべきことを定めた一般的な条項は既に設けられているといえる。そのため、これと別個の規律を重ねて置く場合には、その趣旨や必要性についての検討が必要であると考えられる。また、障害者以外の配慮を要する者との関係についても、慎重な検討が必要であるように思われる。

(2) その他の規律の創設について

これまでの会議では、障害者が当事者等となった場合にその意思疎通を支援する者の手続関与を認める旨の規律を置くべきであるとの意見もあった。もともと、現行法上、当事者又は訴訟代理人は、裁判所の許可を得て、補佐人とともに出頭することができるものとされており、補佐人の陳述は、当事者又は訴訟代理人が直ちに取り消すなどしない限り、これらの者が自らしたものみなすものとされている（法第60条）。障害者が訴訟において意思疎通支援者の関与を必要とするときは、この補佐人の制度を活用することが可能であると考えられる。

以上のほか、第16回会議では、視覚に障害を有する者がITに対応することができるようにするための規定を置くことも考えられる旨の意見もあった。部会資料22の第8で検討したとおり、民事裁判手続のIT化は障害者の手続保障の向上に資するものであり、IT化によるメリットを最大化するための方策を検討することは、重要であると考えられる。一方で、そのために具体的にどのような規律や方策が必要であるかどうかについては、IT化が実現された後の実際の運用の状況等も考慮しつつ、検討する必要があるものと考えられる。

(3) 以上を踏まえ、障害者に対する手続上の配慮に関する明文の規律を置くことについて、その意義や具体的内容をどのように考えるか。

第2 電子情報処理組織による送達に係る送達受取人制度

送達を受けるべき者が受訴裁判所に対し電子情報処理組織を使用する方法により送達を受ける旨の届出をする場合には、送達受取人を届け出ることができる旨の規律を設けることで、どうか。

(説明)

1 部会のこれまでの議論

第17回会議では、電子情報処理組織を使用する方法による送達（システム送達）を設けること及びその具体的な規律について議論がされたところ、同会議では、このような送達の制度を設けることについて反対する意見はなかった一方で、送達を受けるべき者に代わってシステム送達を受けるべき送達受取人（以下「システム送達受取人」という。）の制度を設けることについては、反対する意見が出された。

2 検討の前提（想定される制度の内容）

(1) 本文の規律について検討する前提として、システム送達受取人の制度を導入した場合にその内容として想定されるところを整理する（システム送達の基本的な規律は、部会資料23の第2で提案している内容を前提としている。）。

(2) システム送達を受けるべき者

送達は送達を受けるべき者に対して行われるものであり、システム送達も、システム送達を受けるべき者に宛てて通知がされ、その者の閲覧等によって効力が生ずる。

システム送達では、システム送達を受ける旨の届出をしている者のみが送達を受けるべき者となる。したがって、例えば、当事者本人とその訴訟代理人の双方がそれぞれシステム送達を受ける者として届出をしている場合には、そのいずれもがシステム送達を受けるべき者となり得るが、訴訟代理人のみが届出をし、本人が届出をしていない場合には、訴訟代理人のみがシステム送達を受けるべき者となる。システム送達受取人を届け出ている場合には、通常、届出者本人はシステム送達を受ける者として届出をしていないため、その者との関係では、システム送達を受けるべき者となるのはシステム送達受取人に限られるものと考えられる。他方で、現在の実務運用においては、紙媒体による送達が前提とされていたため、送達場所及び送達受取人を複数届け出るといった事態は想定しがたいものの、上記のとおり、システム送達を前提とした場合には、本人及び訴訟代理人の双方が送達を受けるべき者となり得るのであるから、本人が、自らに加えて、システム送達受取人を送達を受けるべきものとするを否定する理由はないように思われる。

もっとも、一当事者について送達を受けるべき者となり得る者が複数いる場合に、どの者に宛てて送達を行うかは、裁判所書記官の裁量であり、システム送達を受ける旨の届出をしている者及びシステム送達受取人の全員に同時にシステム送達を行うことも可能であって、その点は、システムの構造や、送達の効力の確実性をどのように確保するのかといった観点を踏まえて決せられることになると思われる。

(3) システム送達受取人の法的な地位

現行法における送達受取人は、当事者等に代わって送達すべき書類を受領する代理権のみを有し、送達受取人の地位に基づき、これとは別に当事者の代理人として訴訟行為等を行うことはできない。

システム送達受取人についても、その地位に基づいてできるのは、送達すべき電磁的記録の閲覧又はダウンロードをする代理権のみを有するものと整理されることになると思われる。したがって、システム送達受取人が当事者の代理人として訴訟行為等を行うことはできず、また、システム送達受取人は、システム送達に係る電磁的記録の閲覧等を除き、記録の閲覧等は第三者として実施することになる。

(4) システム送達の効力発生時期

原則として、システム送達の名宛人となった者の閲覧又はダウンロードの時にその効力が生ずる。誰がシステム送達の名宛人かどうかは、通知が誰に宛てたものとして発出されたかどうかによって判別されることになると思われる。反対に、システム送達の名宛人とならなかった者が（訴訟記録の閲覧として）送達すべき電磁的記録の閲

覧をした場合であっても、送達の効力は生じないこととなるが、従前から議論があるとおおり、送達の効力を発生させることなしに送達すべき電磁的記録の閲覧をすることを認めて良いのかが問題になるように思われる。

なお、システム送達受取人がシステム送達の名宛人となっていない場合には、システム送達受取人としての立場で送達すべき電磁的記録の閲覧をすることはできない。

3 検討

(1) システム送達の名宛人の範囲を拡大する必要性

システム送達は、現行法における書面による送達と比較して簡易・迅速な送達を実現するものであって、書類の提出者にとっても送達を受けるべき者にとってもメリットの大きいものであるから、可能な限りこれが利用されることが望ましい。当事者が自らITに対応することが困難な場合であっても、例えばその親族等にITに対応することができる者がいて、その者が当事者に代わって送達を受領することによってシステム送達により送達を受けることが可能となるのであれば、そのような制度を認めるニーズはあると考えられる。

また、現行法における書面の送達では、送達をすべき場所において送達を受けるべき者に会わない場合に、使用人その他の従業者等に対して補充送達をすることが可能であるが（法第106条）、システム送達において補充送達を觀念することは困難であると解される。そうすると、法人に対してシステム送達を行う場合には、当該法人の代表者に宛てて通知を発することとなり、送達の効力発生基準となるのも当該代表者の閲覧等となるが、このような取扱いは必ずしも現実的でない。このような場合に、例えば法人の従業者等がシステム送達を受領することを可能とすれば、法人に対する送達についてシステム送達を積極的に活用することが可能となるものと思われる。

(2) システム送達の名宛人の範囲を拡大するための方策

前記のとおり、送達は送達を受けるべき者に対して行われるものであり、システム送達についても、システム送達を受けるべき者に宛てて通知がされ、その者の閲覧等によって効力が生ずるものである。そのため、送達を受けるべき者が第三者に委任して、第三者が受け取りをしたとしても、送達受取人制度を設けていないのであれば、受け取ったのは飽くまで第三者であるとして、その効力が否定されるようにも思われる。また、運用としてこれを肯定する見解は、それは、送達を受けるべき者の使者である第三者が送達を受けるべき者の名前で受け取ると構成することになるように思われるが、そのようなことを運用として認めるのであれば、正面から、送達受取人制度を認める方が、手続は明確になるようにも思われる。

また、前記のとおり、システム送達受取人の法的地位はあくまでも送達すべき電磁的記録を受領する代理人であり、その権限は送達すべき電磁的記録の閲覧等のみに限

られ、それを超えて、当事者の代理人として訴訟行為を行うことや訴訟記録全体の閲覧を行うことが認められるものではない。そうである以上、このような制度を設けることによる影響は限定的なものにとどまるように思われる。

第3 参考人等の審尋

法第187条に次のような規律を設けることで、どうか。

裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をするのできる方法によって、参考人又は当事者本人（以下「参考人等」という。）を審尋することができる。この場合において、当事者に異議がないときは、裁判所及び当事者の一方又は双方と参考人等とが音声の送受信により同時に通話をするのできる方法によって、参考人等を審尋することができる。

（説明）

第17回会議では、参考人等の審尋について、電話会議等によりこれを行うことができるものとする規律を設けることについて議論がされた。同会議では、このような規律を設けることに賛成する意見が出された一方で、ウェブ会議等に限定すべきであるとの意見も出された。

部会資料24の第5において検討したとおり、参考人等の審尋の簡易の証拠調べとしての位置付けに鑑みると、電話会議によることを一律に排除することは相当でないように思われる。一方で、裁判所が心証を得るための方法としては、一般的には電話会議よりもウェブ会議等によることが望ましいと考えられることからすると、実際の運用としては、電話会議により手続を行うのは、そのような方法によることで足りると考えられるものに限られるべきであり、その判断に当たっては、当事者の意向も尊重されるべきであると考えられる。そこで、本文では、このような趣旨を規律としても明確なものとするため、ウェブ会議等によることを原則としつつ、当事者に異議がない場合には電話会議によるのできるものとの規律を提案している。